

平成28年度（平成29年3月31日現在） 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 お よ び 預 貯 金	32,100	保 険 契 約 準 備 金	4,768,371
現 金	260	支 払 備 金	27,364
預 貯 金	31,840	責 任 準 備 金	4,700,145
コ ー ル ロ ー ン	122,000	社 員 配 当 準 備 金	40,861
買 入 金 銭 債 権	33,202	再 保 險 借 債	127
有 価 証 券	4,152,349	社 債	40,349
国 債	1,929,361	そ の 他 負 債	138,429
地 方 債	55,807	借 入 金	97,000
社 債	916,978	未 払 法 人 税 等	1,435
株 式	293,841	未 払 金	5,143
外 国 証 券	878,872	未 払 費 用	8,053
そ の 他 の 証 券	77,487	前 受 収 益	192
貸 付 金	557,761	預 り 金	364
保 険 約 款 貸 付	57,577	預 り 保 証 金	18,171
一 般 貸 付	500,184	金 融 派 生 商 品	1,382
有 形 固 定 資 産	406,105	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	4,190
土 地	232,995	リ ー ス 債 務	2,015
建 物	167,527	資 産 除 去 債 務	240
リ ー ス 資 産	2,015	仮 受 金	238
建 設 仮 勘 定	1,033	退 職 給 付 引 当 金	37,307
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,531	価 格 変 動 準 備 金	36,580
無 形 固 定 資 産	33,521	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	18,091
ソ フ ト ウ ェ ア	14,647	支 払 承 諾	14
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	18,874		
再 保 險 貸	194	負債の部合計	5,039,270
そ の 他 資 産	38,719	(純 資 産 の 部)	
未 収 金	3,307	基 金	126,000
前 払 費 用	3,046	基 金 償 却 積 立 金	131,000
未 収 収 益	17,040	再 評 価 積 立 金	281
預 託 金	3,423	剰 余 金	76,313
金 融 派 生 商 品	8,005	損 失 填 補 準 備 金	242
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	2,482	そ の 他 剰 余 金	76,071
仮 払 金	194	基 金 償 却 準 備 金	36,000
そ の 他 の 資 産	1,218	社 員 配 当 平 衡 積 立 金	8,718
繰 延 税 金 資 産	22,725	当 期 未 処 分 剰 余 金	31,353
支 払 承 諾 見 返	14	基 金 等 合 計	333,595
貸 倒 引 当 金	△ 487	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	71,104
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 45,762
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	25,341
		純資産の部合計	358,937
資 産 の 部 合 計	5,398,207	負債および純資産の部合計	5,398,207

注 1. 有価証券（現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 2 1 号）にもとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式および関連会社株式（保険業法第 2 条第 1 2 項に規定する子会社および保険業法施行令第 1 3 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第 1 3 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては 3 月末日の市場価格等（国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、国内上場不動産投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は 3 月中の市場価格等の平均）にもとづく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 2 1 号）にもとづき、責任準備金対応債券に区分しております。

責任準備金対応債券の当期末における貸借対照表価額は、2, 1 6 1, 9 5 7 百万円、時価は、2, 4 9 4, 2 5 7 百万円であります。

なお、当期より、個人保険・個人年金保険（利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険および平成 2 4 年 4 月 2 日以降契約の新一時払個人年金保険を除く）に対する小区分につき、負債対応型ポートフォリオに段階的に移行するため、負債デュレーション算出の前提となる負債キャッシュ・フローを「将来 2 5 年分」から「将来 3 0 年分」に変更しております。

この変更による、貸借対照表および損益計算書への影響はありません。

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

6,525百万円

5. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
- ・有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。
 - ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
なお、その他有価証券のうち時価のある外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は、3月中の平均為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は215百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき、計上しております。

退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期より7年
過去勤務費用の処理年数	発生年度全額処理

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券および外貨建投資信託の一部にかかる為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。
- なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度の費用に計上しております。
12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定にもとづく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にもとづく定額法により行っております。
14. 当期より、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）を適用しております。

15. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、保険商品ごとの負債特性に応じ、以下の方針で行っております。

- ・ 利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険・平成24年4月2日以降契約の新一時払個人年金保険については、資産と負債のデュレーションを一致させ金利変動リスクを回避することを目指す「マッチング型ALM」による国内公社債中心の運用を行っております。
- ・ 上記以外の個人保険・個人年金保険については、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核として保険負債の特性に対応した運用を行いつつ、国内株式・外国証券・不動産等へ一定程度資産配分することにより、収益性の向上に取り組んでおります。

また、デリバティブ取引については、主に保有している有価証券が持つ価格変動リスク、為替変動リスク等および社債が持つ為替変動リスクを回避（ヘッジ）することを目的に活用しております。

なお、主な金融商品として、有価証券は価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスクおよび為替変動リスク、デリバティブ取引は、市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、VaR法による有価証券等のリスク量の定量的な管理と、市場環境が悪化するシナリオを想定し、当社ポートフォリオへの影響を分析するストレステストや感応度分析による管理を併用し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、個別取引ごとの事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷くとともに、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するため、信用リスクの程度に応じた与信枠の設定を通じた管理を行っており、リスク量を許容範囲内にコントロールしております。

主な金融資産および金融負債にかかる貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額	時価	差額
現金および預貯金	32,100	32,100	-
コールローン	122,000	122,000	-
買入金銭債権	33,202	36,880	3,677
売買目的有価証券	-	-	-
満期保有目的の債券	33,202	36,880	3,677
責任準備金対応債券	-	-	-
その他有価証券	-	-	-
有価証券	4,031,232	4,405,471	374,239
売買目的有価証券	27,242	27,242	-
満期保有目的の債券	338,076	380,015	41,939
責任準備金対応債券	2,161,957	2,494,257	332,299
その他有価証券	1,503,956	1,503,956	-
貸付金	557,761	571,768	14,006
保険約款貸付	57,577	57,577	-
一般貸付	500,184	514,191	14,006
資産計	4,776,297	5,168,221	391,923
社債	40,349	42,854	2,505
借入金	97,000	96,715	△ 284
負債計	137,349	139,569	2,220
金融派生商品	6,622	6,622	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,241	1,241	-
ヘッジ会計が適用されているもの	5,381	5,381	-

*デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(1) 有価証券（預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）にもとづく有価証券として取扱うものを含む）

・市場価格のある有価証券

① 其他有価証券の時価は、3月末日の市場価格等（国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、国内上場不動産投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）によっております。

② 上記以外の有価証券の時価は、3月末日の市場価格等によっております。

・市場価格のない有価証券

非上場株式等（子会社・関連会社を含む）については時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は、121,116百万円であります。

(2) 貸付金および借入金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付・借入金については、主に、元利金の合計額を、信用リスクに見合った利率で割り引いた価格を時価としております。なお、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(3) 社債

3月末日の市場価格等によっております。

(4) 金融派生商品

① 株式オプション取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

② 為替予約取引の時価については、3月末日のTTM等にもとづき当社で算出した理論価格によっております。

③ 通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

16. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、271,407百万円、時価は、253,384百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、1,166百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は1,015百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額22百万円、延滞債権額193百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は112百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は38百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は277,798百万円であります。
19. 特別勘定の資産の額は29,199百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
20. 子会社等に対する金銭債権の総額は275百万円、金銭債務の総額は1,948百万円
であります。
21. 取締役および監査役に対する金銭債務総額は20百万円であります。
22. (1) 繰延税金資産の総額は62,340百万円、繰延税金負債の総額は18,811百万円
であります。
繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、20,803百万円あります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、
- | | |
|----------|---------------|
| 退職給付引当金 | 10,417百万円、 |
| 価格変動準備金 | 10,205百万円、 |
| 減損損失 | 8,422百万円、 |
| 危険準備金 | 8,392百万円、 |
| 有価証券評価損 | 7,305百万円、 |
| および繰越欠損金 | 6,484百万円あります。 |
- 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、
- | | |
|--------------|----------------|
| その他有価証券の評価差額 | 18,023百万円あります。 |
|--------------|----------------|
- (2) 当年度における法定実効税率は28.1%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の
法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減△7.9%、基金
利息△4.5%であります。

23. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	44,720百万円
前期剰余金からの繰入額	1,767百万円
当期社員配当金支払額	5,660百万円
利息による増加等	65百万円
その他による減少額	31百万円
当期末現在高	40,861百万円

24. 子会社等の株式は5,093百万円であります。

25. 担保に供されている資産の額は、有価証券3,748百万円であります。

26. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は130百万円であります。

27. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は71,386百万円であります。

28. 基金11,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

29. 保険業法第60条の規定により基金を11,000百万円新たに募集いたしました。

30. 売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は8,295百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

31. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、3,500百万円であります。

32. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

33. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

34. 保険業法第259条の規定にもとづく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、10,391百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

35. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）および退職一時金制度（非積立型制度であります。が、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。）を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	49,209百万円
勤務費用	1,990百万円
利息費用	492百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△251百万円
退職給付の支払額	<u>△5,190百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>46,250百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	6,816百万円
期待運用収益	58百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,697百万円
事業主からの拠出額	127百万円
退職給付の支払額	<u>△207百万円</u>
期末における年金資産	<u>8,493百万円</u>

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	46,250百万円
年金資産	<u>△8,493百万円</u>
	37,757百万円
未認識数理計算上の差異	<u>△449百万円</u>
退職給付引当金	<u><u>37,307百万円</u></u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	1,990百万円
利息費用	492百万円
期待運用収益	△58百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	<u>897百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u><u>3,321百万円</u></u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

株式	54%
債券	7%
その他	<u>39%</u>
合計	<u><u>100%</u></u>

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	0.9%
(うち、確定給付企業年金)	1.6%

平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目		金 額
経常収益		679,996
保険料等収入		383,776
再保料収入		383,514
資産運用収入		262
利息および配当金等収入		161,263
有価証券の売却益		111,199
貸付金の貸付利息		83,449
不動産の売却益		10,250
有価証券の売却益		16,485
貸付金の貸付利息		1,013
有価証券の売却益		40,389
貸付金の貸付利息		85
有価証券の売却益		7,268
貸付金の貸付利息		2,320
有価証券の売却益		134,956
貸付金の貸付利息		16,427
有価証券の売却益		1,789
貸付金の貸付利息		585
有価証券の売却益		114,500
貸付金の貸付利息		1,653
経常費用		641,009
保険料等支払		463,808
再保料		135,234
資産運用費用		128,659
利息および配当金等収入		97,962
有価証券の売却益		94,226
貸付金の貸付利息		7,378
有価証券の売却益		346
貸付金の貸付利息		33
有価証券の売却益		33
貸付金の貸付利息		41,737
有価証券の売却益		4,042
貸付金の貸付利息		11,025
有価証券の売却益		16
貸付金の貸付利息		11,264
有価証券の売却益		326
貸付金の貸付利息		5,500
有価証券の売却益		9,561
貸付金の貸付利息		101,452
有価証券の売却益		33,977
貸付金の貸付利息		15,456
有価証券の売却益		7,293
貸付金の貸付利息		10,126
有価証券の売却益		1,101
経常利益		38,986
特別利益		1,243
特別損失		5,361
特別利益		1,243
特別損失		1,633
特別利益		1,333
特別損失		2,050
特別利益		344
税法引当		34,869
法人税		3,777
法人税		1,828
法人税		5,605
法人税		29,263

注1. 子会社等との取引による収益の総額は431百万円、費用の総額は9,990百万円であります。

2. (1) 有価証券売却益の内訳は、

国債等債券	25,787百万円、
株式等	2,725百万円、
外国証券	11,875百万円であります。

(2) 有価証券売却損の内訳は、

国債等債券	24百万円、
株式等	184百万円、
外国証券	10,816百万円であります。

(3) 有価証券評価損の内訳は、

株式等	11百万円、
外国証券	5百万円であります。

3. 責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は46百万円であります。

4. 「金融派生商品費用」には、評価損が121百万円含まれております。

5. 当年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸不動産等、遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	減 損 損 失 (百 万 円)		
	土 地	建 物	計
賃貸不動産等	3 5 7	4 1 8	7 7 5
遊休不動産等	4 0 3	1 5 4	5 5 7
合 計	7 6 0	5 7 2	1, 3 3 3

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3.6%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準にもとづく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。